○○自治会規約の変更について

1:変更の内容

変更前	変更後
(総会の書面表決等)	(総会の書面 <u>による</u> 表決等)
第●●条 止むを得ない理由のため総会に	第●●条 止むを得ない理由のため総会に
出席できない会員は、あらかじめ通知され	出席できない会員は、あらかじめ通知され
た事項について書面をもって表決し、又は	た事項について書面又は電磁的方法をもっ
他の会員を代理人として表決を委任するこ	て表決し、又は他の会員を代理人として表
とができる。	決を委任することができる。
2 前項の場合における第●●条及び第○	2 前項の場合における第●●条及び第○
○状の規定の適用については、その会員は	○状の規定の適用については、その会員は
出席したものとみなす。	出席したものとみなす。

2:変更の理由

地方自治法の一部改正により、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決することができるものとされたため